

申立時に必要な郵便料金(保管金・郵便切手)一覧表

函館地方裁判所民事部

函館簡易裁判所

事 件 名	保管金で 納入する 場合 (地裁)	郵便切手で納入する場合							備 考			
		内 訳(円)								合 計		
		500	350	110	100	50	20	10				
第一審訴訟(地裁・簡裁)・少額訴訟(簡裁)	4,500円	6		14		4	3	2	4,820円			
(被告が1名増す毎に右記を追加)	3,000円	4		6		3	2	1	2,860円			
民事調停事件(簡裁)				3		2	2		470円			
(相手方が1名増す毎に右記を追加)				2		1	1		290円			
労働審判事件	3,000円	4		11		2	1		3,330円			
債権差押命令事件 (陳述書催告申立てあり)		4	1	10		2	2	5	3,640円	※債権及びその他の財産権を目的とする担保権実行・行使の場合で、債務者と所有者(共有者)が同一人でない場合は所有者(共有者)を1名として計算する。		
(債務者が1名増す毎に右記を追加)		2		2					1,220円			
(第三債務者が1名増す毎に右記を追加) (陳述書催告申立てあり)		2	1	4		1	1		1,860円			
配偶者 暴力等 に関する 保護命 令事件	申立て	4			7	1	2	5	2,840円			
	命令取消し(申立人申立)			2					220円			
	命令取り消し(相手方申立)	2			5			5	1,550円			
保全命令 事件 (地裁・簡 裁)	申立 て	債権仮差押	1,220円×(債権者数+債務者数) (1,220円+460円+110円)×第三債務 者数								※事案や郵便物の重量等によ り、速達料金等が加重される場合 があります。	
		不動産 仮差押・仮処分	1,220円×(債権者数+債務者数) 590円×2×登記所数									
		不動産占有移転 禁止仮処分	1,220円×(債権者数+債務者数)									
		仮の地位を 定める仮処分	1,220円×債権者数 (1,220円+110円×5)×債務者数									
	担保取 消	民訴法79条1項 (担保事由の消滅)	1,220円×1、110円×1							1,330円		
		民訴法79条2項 (被申立人の同意) ※ 即時抗告権を 放棄している場合	1,220円×1、110円×1							1,330円		
		民訴法79条3項 (訴訟の完結)	110円×2							220円		
権利行使催告申立て	1,220円×1							1,220円				
破産事件 (同時廃止)	函館の弁護士申立て	110円×債権者数										
	函館の司法書士申立て	110円×(債権者数+2)										
	函館以外の弁護士及び 司法書士の申立て	110円×(債権者数+3)										
	本人申立て	110円×(債権者数+2)										
個人再生 事件	再生 債権者 のみ の場合	函館の弁護士申立て	110円×再生債権者数×2									
		函館の司法書士申立て	110円×再生債権者数×2 110円×3									
		函館以外の弁護士及び司 法書士の申立て	110円×再生債権者数×2 110円×4									
	再生 債権者 及び住 宅	資金債権者の場合	函館の弁護士申立て	110円×再生債権者数×2 110円×住宅資金債権者数×2								
		函館の司法書士申立て	110円×再生債権者数×2 110円×住宅資金債権者数×2 110円×3									
		函館以外の弁護士及び司 法書士の申立て	110円×再生債権者数×2 110円×住宅資金債権者数×2 110円×4									